

発注方法の取扱いについて

1 目的

『発注方法の取扱いについて』は、四日市港管理組合建設工事発注標準に基づく建設工事の発注にあたって、統一的な運用を図るために定めるものとする。

2 発注方法について

- (1) 全ての建設工事の発注において、条件付き一般競争入札を適用する。

ただし、次に該当する建設工事にあつては指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

- ①住民、港湾利用者の生活の安全・安心の確保に資する工事

※公共施設の復旧工事など、早期完成により住民、港湾利用者の生活の安全・安心の確保に資する工事

- ②地方自治法施行令第167条の2の規定に該当する工事

- ③小規模修繕業務委託によらない50万円以下（小規模修繕は100万円以下）の軽微な工事

- (2) 工事種別毎の発注方法については、別表1によるものとする。

ただし、公共工事の適正な施工の確保、公共工事の品質の担い手の中長期的な育成及び確保などを目的として、発注者の判断により、当該発注区分の上位区分の業者を入札に参加させることを妨げない。

- (3) 専門性を有する工事の分離発注について

入札契約適正化法の主旨を踏まえ、専門性を有する工事については、工程や施工条件等を勘案し困難な工事を除き分離発注を原則とする。

(別途、『専門工事発注における業者選定について』も参考とする。)

3 総合評価方式の適用について

総合評価方式を適用する工事は四日市港管理組合総合評価方式の運用ガイドラインによるものとする。

4 実施時期

この取扱いは、平成15年7月1日から実施する。

この取扱いは、平成15年9月9日から実施する。

この取扱いは、平成16年3月5日から実施する。

この取扱いは、平成16年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成18年6月6日から実施する。

この取扱いは、平成19年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成20年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成21年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成22年6月16日から実施する。

この取扱いは、平成23年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成26年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成27年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成28年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成30年6月1日から実施する。

この取扱いは、令和元年6月1日から実施する。

この取扱いは、令和2年6月1日から実施する。

この取扱いは、令和7年6月1日から実施する。

(同日の一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知にかかるものから適用)

(別表 1) 発 注 方 法 (令和 7 年 6 月 1 日適用)

1 土 木 一 式 工 事

(条件付き一般競争入札)				
県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上		管内Bランク	
管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク			管内Cランク
県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等			
	4億円	2億円	8.5千万円	3.5千万円 3千万円 2.5千万円

- ・参加（可能）業者数が少ない場合は、参加資格を上位ランク等に拡大することができる。
- ・難易度の高い維持修繕工事、住民、港湾利用者の生活の安全・安心の確保に資する工事などは、上位ランクによる入札とすることができる。
- ・Cランクで施工実績を求める場合は、必要に応じて組合の受注実績などを考慮し、適切な設定を行うものとする。
- ・技術的な工夫が期待できる等の工事については、県内まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、四日市港管理組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・土木工事の特定JVについては、別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・上下水道の管工事を含む。

2 建 築 一 式 工 事

(条件付き一般競争入札)				
県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 900点以上		県内の指定する地域の 県内Bランク	
県内の指定する地域の 県内Aランク (特定JVを想定)	県内の指定する地域の 県内Aランク		県内の指定する地域の 県内Cランク	
県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等			
	6億円	2.5億円	1.2億円	6千万円 2千万円

- ・参加（可能）業者数が少ない場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。

3 電気工事・管工事（建築設備工事）

(条件付き一般競争入札)		
県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク	県内の指定する地域の 県内Bランク
県内の指定する地域の 県内Aランク (特定JVを想定)		県内の指定する地域の 県内Aランク
県外業者 Aランク (特定JVを想定)	参加資格要件 同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等	
	3億円	4千万円 2千万円

- ・参加（可能）業者数が少ない場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事については、ランクを問わず県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、四日市港管理組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
なお、共同企業体による施工になじまないと認められる工事については対象外とすることができる。

4 電気工事・管工事（建築設備工事を除く）

(条件付き一般競争入札)		
県内Aランク	県内の指定する地域の 県内Aランク	管内Bランク
管内Aランク		
県外業者 Aランク	参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等	
	2.5億円	4千万円 2千万円

- ・参加（可能）業者数が少ない場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事については、ランクを問わず県外まで地域を拡大することができる。
※高度で専門的な技術を要する等の工事とは、水力発電所・浄水場・下水処理場・ポンプ場等における主要機器の設置、改修、調整整備工事及びこれに類する工事とする。
- ・工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、特定建設工事共同企業体に発注することができる。

5 舗 装 工 事

(条件付き一般競争入札)			
準県内Aランク 1,100点以上		準管内Bランク 管内Bランク	
管外Aランク 950点以上	準管内Aランク 950点以上	準管内Aランク 830点以上	
管内Aランク 830点以上		管内Aランク 830点以上	

2.5億円 8千万円 2.5千万円 6百万円

参加資格要件 : 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等

管外業者 : 県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を置く業者で、県内に As プラント又は施工機械等を保有し施工体制のある管外業者で、当該年度又は過去 1 5 か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。

準県内業者 : 県内（又は管内）に建設業法に基づく営業所を置く県外業者で、県内に As プラント又は施工機械等を保有し施工体制のある業者で、当該年度又は過去 1 5 か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。

準管内業者 : 管内に建設業法に基づく営業所を置く県内業者で、県内に As プラント又は施工機械等を保有し施工体制が有る管外業者で、当該年度又は過去 1 5 か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。

- ・ 詳細については、「専門工事発注における業者選定について」を参照すること。
- ・ 技術的な工夫が期待できる等の工事については、県内まで地域を拡大することができる。
- ・ 参加（可能）業者数が少ない場合は、範囲を拡大することができる。
- ・ 2. 5 億円以上の工事については入札・契約制度検討委員会において協議する。

6 造 園 工 事

(条件付き一般競争入札)	
管内 A ランク	管内Bランク

2.5億円 9百万円

参加資格要件 : 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等

- ・ 2. 5 億円以上の工事については入札・契約制度検討委員会において協議する。
- ・ 参加（可能）業者数が少ない場合は、地域を県内まで拡大することができる。

7 そ の 他 工 事

以下の工事については、別途『専門工事発注における業者選定について』によることとする。

- (1) 橋梁上部工工事（鋼橋・P C 橋）
- (2) 舗装工事
- (3) 法面処理工事
- (4) 海洋土木工事
- (5) 交安（二種）工事
- (6) 塗装工事
- (7) 造園工事
- (8) 解体工事
- (9) 屋外運動施設工事
- (10) 推進工事

（注） 1 から 7 における「管内」とは、四日市市、川越町内をいう。